

令和 2 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和 2 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 1 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	12,528	1,861	14,389
	1 使用料	12,480	1,861	14,341
2	県支出金	12,174	8	12,182
	1 県補助金	12,174	8	12,182
3	繰入金	6,139	△1,869	4,270
	1 一般会計繰入金	6,139	△1,869	4,270
歳 入 合 計		33,175	0	33,175

1 総括
(歳入)

歲入合計	33,175	0	33,175
------	--------	---	--------

2	歳入	
1	款 使用料及び手数料	1,861千円
	1 項 使用料	1,861千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務使用料	千円 12,480	千円 1,861	千円 14,341
計	12,480	1,861	14,341

2	款 県支出金	8千円
	1 項 県補助金	8千円

1 診療所運営費補助金	12,174	8	12,182
計	12,174	8	12,182

3	款 繰入金	△1,869千円
	1 項 一般会計繰入金	△1,869千円

1 一般会計繰入金	6,139	△1,869	4,270
計	6,139	△1,869	4,270

節		説 明
区 分	金 額	
1 診療報酬	千円 1,500	診療報酬 千円 1,500
2 診療報酬外使用料	361	診療報酬外使用料 361

1 診療所運営費補助金	8	へき地診療所運営費補助金 8

1 一般会計繰入金	△1,869	一般会計繰入金 △1,869